

○安中市防犯対策設備購入等補助金交付要綱

令和5年3月31日

安中市告示第62号

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者に対する犯罪の発生を抑止し、悪質な勧誘販売による消費者被害及び特殊詐欺（電話その他の通信手段を用いて、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。）を防止するため、家庭用防犯カメラ、家庭用インターホン及び特殊詐欺電話対策装置の購入及び設置に係る費用（以下「購入等」という。）に対し、安中市防犯対策設備購入等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

（令7告示54・一部改正）

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 犯罪の防止を目的として屋外に固定して設置され、住宅の敷地内を撮影する装置で、映像を記録する機能を有するものをいう。
- (2) 家庭用インターホン 悪質な勧誘販売による消費者被害の防止を目的として屋外に固定して設置され、住宅の玄関前を撮影する機能を有するものをいう。
- (3) 特殊詐欺電話対策装置 電話の着信時に相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能を有する電話機又は電話機に外部より接続することが可能なものをいう。

（令7告示54・一部改正）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条に規定する補助対象機器を購入する時点において満65歳以上の者（第3号において「高齢者」という。）
- (2) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基本台帳に登録されている者
- (3) 高齢者のみの世帯又は家族と同居しているが、高齢者のみが在宅となる時間がある

世帯に属する者

- (4) 第6条の規定による申請をした時点において本市が賦課する市税の滞納がない者
- (5) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

（令7告示54・一部改正）

（補助対象機器）

第4条 補助金の交付を受けることができる対象機器（以下「補助対象機器」という。）とは、次の各号に掲げる機器のいずれかに該当する機器とする。

- (1) 家庭用防犯カメラ
- (2) 家庭用インターホン
- (3) 特殊詐欺電話対策装置

2 補助対象機器は、補助対象者の住居に設置された前項各号に規定する機器であって、第6条の規定による申請を行った日から遡り1年以内に購入等が行われたものとする。

（令7告示54・一部改正）

（補助対象費用及び補助金の額）

第5条 補助金の対象となる費用は、補助対象者が前条第1項各号に規定する補助対象機器を購入等するために要した費用とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1項1号に規定する補助対象機器においては、補助金の交付対象となる費用の2分の1以内とし、10,000円を限度とする。
- (2) 前条第1項2号に規定する補助対象機器においては、補助金の交付対象となる費用の2分の1以内とし、10,000円を限度とする。
- (3) 前条第1項3号に規定する補助対象機器においては、補助金の交付対象となる費用の2分の1以内とし、5,000円を限度とする。

3 補助金の交付は、前条第1項各号に掲げる補助対象機器ごとに、1世帯につき1回に限るものとする。

（令7告示54・一部改正）

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象機器を購入等した後に、防犯対策設備購入等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類

を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象機器の購入等に要する費用の領収書等（品名、事業者名及び日付の記載のあるもの）の原本の写し
- (2) 対象機器のカタログ、パンフレットその他対象機器の仕様や機能が確認できる書類
- (3) 補助金の振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳の見開きの写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（令7告示54・一部改正）

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定した場合には防犯対策設備購入等補助金交付決定通知書（様式第2号。次条において「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定した場合には防犯対策設備購入等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助申請者に通知するものとする。

（令7告示54・一部改正）

（交付の請求）

第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた補助対象者は、防犯対策設備購入等補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（令7告示54・一部改正）

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、当該請求をした者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、第7条の規定による交付の決定があった日から起算して5年を経過するまでの間は、補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を譲渡し、又は売却してはならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りではない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この告示の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第54号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の安中市防犯対策設備購入費補助金交付要綱に基づき作成されている用紙があるときは、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第6条関係)

防犯対策設備購入等補助金交付申請書

年 月 日

安中市長 様

申請者(補助対象者) 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

安中市防犯対策設備購入等補助金の交付を受けたいので、安中市防犯対策設備購入等補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たって、市が必要な範囲内で申請者の市税の納付状況及び住所確認のために住民基本台帳を調査することに同意します。

補助対象機器	① 家庭用防犯カメラ メーカー名() 品名() ② 家庭用インターホン メーカー名() 品名() ③ 特殊詐欺電話対策装置 メーカー名() 品名()
購入年月日	① 年 月 日 ② 年 月 日 ③ 年 月 日
購入費用	① 円 ② 円 ③ 円
交付申請額	① 円(上限額10,000円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。) ② 円(上限額10,000円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。) ③ 円(上限額5,000円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。) 合計 円(①から③の合計額)

添付書類

- (1) 補助対象機器の購入等に要する費用の領収書等(品名、事業者名及び日付の記載があるもの)の原本
- (2) 補助対象機器のカタログ、パンフレットその他機器の仕様や機能が確認できる書類
- (3) 補助金の振込先口座及び口座名義が確認できる書類(通帳の見開きの写し)
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

防犯対策設備購入等補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

安中市長



年 月 日付けで交付申請があった安中市防犯対策設備購入等補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、安中市防犯対策設備購入等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 次のとおり決定します。

交付決定額	金	円
<p>注意事項</p> <p>(1) この通知による決定の日から起算して5年を経過するまでの間は、補助対象機器を譲渡し、又は売買してはならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 補助対象機器をやむを得ない理由により譲渡し、貸し付け、売却し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、事前に市長に申し出て承認を得なければならない。</p>		

様式第3号(第7条関係)

防犯対策設備購入等補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

安中市長



年 月 日付で交付申請があった安中市防犯対策設備購入等補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、安中市防犯対策設備購入等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 不交付の理由

様式第4号(第8条関係)

防犯対策設備購入等補助金交付請求書

年 月 日

安中市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

安中市防犯対策設備購入等補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり安中市防犯対策設備購入等補助金の交付を請求します。

請 求 金 額					円
---------	--	--	--	--	---

【補助金振込指定口座】

金融機関名		店 名	
口座の種類		口座番号	
ふりがな			
口座名義			

備 考 上記の口座は、申請者が名義人となる口座としてください。
ゆうちょ銀行の場合は「振込用の店名、預金種目、口座番号(7桁)」(通帳見
開き下部に記載)をご記入ください。

様式第1号（第6条関係）

（令7告示54・全改）

様式第2号（第7条関係）

（令7告示54・全改）

様式第3号（第7条関係）

（令7告示54・全改）

様式第4号（第8条関係）

（令7告示54・全改）